

くらし

困ったときは、行政相談をご利用ください

▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000 四国行政評価支局 ☎087-831-3103

29 ページをご覧ください。

高瀬町	安藤 修二
山本町	金山 誠司
三野町	永江 喜明
豊中町	神原 道央
詫間町	若宮 晴芳
仁尾町	土山 修身
財田町	大喜多敏行

◆まちの行政相談委員 (敬称略)

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。



国の仕事や手続き、サービスについて苦情を申し出たが、説明や対応に納得がいけないなど、困っていることはありませんか。

10月17日(月)～23日(日)は秋の行政相談週間です

お知らせ

10月から口座振替登録が簡単になりました

▶問い合わせ 下記の各担当課までご連絡ください



対象	問い合わせ
市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	税務課 ☎73-3006
緊急通報装置利用料、介護サービス利用料	介護保険課 ☎73-3017
保育所保育料など	子育て支援課 ☎73-3016
駐車場使用料、住宅使用料など	住宅課 ☎73-3045
幼稚園保育料など	学校教育課 ☎73-3131
浄化槽使用料、集落排水使用料	水処理課 ☎73-3125

通帳の届出印を使用せずに、キャッシュカードで口座振替の登録が市役所で簡単にできる「ペイジー口座振替受付サービス」を始めました。

登録に必要なもの

- ・運転免許証など本人確認のできるもの
- ・金融機関のキャッシュカード

手続き後、キャッシュカードをピッと通して暗証番号を入力すれば登録完了!



健康

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

対象者には水色の予診票を送付しています。希望者は医療機関で予約を受けてください。

対象者

- ①市内に住所がある昭和27年3月31日以前に生まれた人で接種日に65歳以上の人
- ②昭和26年10～12月生まれの人
- ③65歳の誕生日以降に予診票を送付します。

※昭和27年1～3月生まれの人には予診票を送付しません。希望者は65歳の誕生日以降にご連絡ください。

②60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障がいがある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある人

※いずれも身体障がい者1級に該当する人が対象です。

接種期間
平成29年3月31日(金)までなるべく12月中旬までに受けましょう。

接種費用 1,200円

※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人には、接種費用が無料となる証明書を発行します。予防接種を受ける前に本人確認ができるもの(運転免許証など)と印鑑を持って、健康課または各支所で手続きをしてください。

お知らせ

市長と一緒にまちづくりについて考えませんか

▶問い合わせ 秘書課 ☎73-3001

月日	時間	場所
10月27日(木)	午後7時～9時	三豊市役所西館
11月2日(水)		仁尾町文化会館
11月7日(月)		詫間福祉センター
11月8日(火)		山本支所
11月11日(金)		財田町公民館
11月21日(月)		三野町社会福祉センター
11月28日(月)		市民交流センター(豊中町)

「三豊市のまちづくり」について、市長と一緒に考える市民対話集会を開催します。どなたでも自由に参加できますので、この機会にぜひ皆さんの声をお聞かせください。



市民対話集会が始まります

お知らせ

臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

※支給はどちらの給付金も1回です。両方の支給対象者に該当する人は、2つの給付金を受給できます。

申請期間
10月3日(月)～平成29年2月3日(金) ※当日消印有効

	臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
対象者	平成28年1月1日において市に住民登録し、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない人 ※住民税が課税されている人の扶養となっている場合や生活保護受給者などは対象外	平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している人 ※高齢者向け給付金(3万円)を受給した人は対象外
支給額	1人につき3,000円	1人につき30,000円

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人への臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と、年金受給者を支援するため、「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給します。支給対象になると思われる人には、随時、申請書を郵送しています。

くらし

固定資産の異動があった場合には、届け出をお願いします

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

家屋を新築・増築したら
税務課まで連絡してください。後日、税務課から家屋評価の日時調整の連絡を行い、家屋評価に伺います。家屋評価では間取りや仕上げの確認を行い、評価額を算出します。固定資産税は翌年度から課税されます。

家屋を取り壊したり、家屋の所有者が変わったら
家屋の全部または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」を税務課または各支所へ提出してください。また、売買・相続・贈与などにより家屋の所有者が変更したときは、「名義人変更届出書」を提出してください。

※登記している場合は法務局から通知があるので提出不要です。

土地の使用状況が変わったら
家屋の用途変更で土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは、「住宅用地変更申告書」を税務課または各支所へ提出してください。土地の税額が変わる場合があります。

※住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、条例によりその旨を申告しなければなりません。